

## 『事業承継税制と相続時精算課税 併用によりリスク軽減』

29年度税制改正では、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）と相続時精算課税制度との併用が認められることとなった。

これまで、贈与税の納税猶予中に雇用維持要件等を満たせなくなり認定が取り消されると、相続税よりも高額な贈与税を納税しなければならないケースが存在した。相続時精算課税と併用することで、納税



猶予が取り消されても特別控除額の限度額である2500万円までなら取消時に贈与税がかからず、それを超える部分も税率は一律20%となる。のちに贈与者が亡くなった際は相続人が子1人でも相続税は3600万円まで課税されない。それを上回る部分については課税されるが、すでに相続時精算課税に係る贈与税を納めていれば相続税額から差し引くことができる。相続税額を超えて納付した贈与税は、還付される。

相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額は「贈与時の価額」であるため株式の評価時期は異なるが、併用によって、取消時の納税額を相続で株式を取得した場合と同レベルにまで引き下げることが可能となる。納税猶予が取り消された際に生じ得る高額な贈与税負担が大幅に軽減され、事業承継税制を利用した場合のリスクは格段に下がることとなった。

## 『アルバイトの労働条件確認 キャンペーン実施－厚労省』

求人時の条件と異なる労働条件での雇用をする、休みを取らせない、遅刻や早退等について違法な罰金を科す、賃金に見合わない重責を課す、残業代を支払わないなど、アルバイトをめぐるトラブルが急増している。コンビニエンスストアでアルバイトをしている高校生が労働組合に加入して、事業主と労働協約を締結、未払いになっていた15分未満切捨ての賃金を支払わせたのは記憶に新しい。

厚生労働省はそれらのトラブルを未然に防ぐために、全国の大学生等を対象にしたアルバイトにおける労働条件確認キャンペーンを実施している。「忙しくて休憩がもらえない」「テストがある日もシフトを入れられる」「売れ残りの買取りを求められる」「開店・閉店時の準備時間の賃金がもらえない」「代わりを見つけないと辞めさせてもらえない」など、おかしいと思ったらすぐに検索か電話で相談するよう勧められている。

また、事業主に対しても雇用にあたっては書面による労働条件の明示が必要であること、準備や片づけの時間は労働時間になること、労使の合意なく一方的にシフトの変更を命じることはできないこと、遅刻や欠勤等についてあらかじめ損害賠償等を定めることができない等の知識の普及啓蒙にも努める予定だ。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます